

昭和三十六年三月

宮崎県文化財調査報告書

第六輯

宮崎県教育委員会

目次

一、宮崎市村角出土の遺物	県文化財専門委員 石川恒太郎
	1

都於郡城について

都於郡城について

都於郡城について

一、創築

県文化財専門委員

石川恒太郎

「都於郡城は西都市都於郡にある伊東氏の旧城であるが、平郷城南の「日向地誌」および「日向古迹誌」には決のように記されている

〔都於郡城〕

都於郡町ノ西北ニアリ天正以前伊東氏累世ノ居城ナリ伊東氏ノ采地ヲ日向ニ領セシハ建久・元年庚戌正月二十六日工藤左衛門祐経日向ノ國地頭職ニ補セラレ同國ニ於テ諸県ノ莊四百五十町田島ノ莊九十五町宮田ノ莊八十町堺ノ莊百二十町及ヒ鬼湯郡ノ内ニ於テ二百四十町ヲ領セシヲ初トシ其子伊東祐時父ノ業ヲ襲キ其レヨリ祐光・祐宗・貞祐・マテ五世ハ皆伊豆ニ居リ日向ノ領地ニハ一族代官ヲ下シテ租稅收納ヲラシム貞祐ノ子祐持足利尊氏ニ属シ戰功アリ尊氏其功ヲ賞レ日向ノ内ニ更ニ都於郡ノ地ヲ増シシハケレハ延元二年丁丑四月伊豆ヨリ日向ニ下り都於郡ニ居ル祐持ノ子祐重ノ時ニ至リ更ニ都於郡城ヲ改築シ諸庄ノ宅地ナト其レ其割リ与ケレハサシモ広大ナル山上山下空地ハ少モコレナシ此城大千口ハ東南二向ヒ本丸二ノ坪候城ト三区ニ分ル又木丸ノ北ニ連り奥ノ城ト称スルアリ伊東氏家族ヲ賣キシ所ナリト云此城堅々兵變ニ遭セシ中ニモ最慘酷ノ災ニ罹リシハ永正元年甲子三月二十一日城中ヨリ失火シテ郭外ニ及ヒ悉皆延焼シテ異代ノ史籍器物等大半焼亡セリ故ニ此城ヲ以テ木城トスレトモ佐土原城ト宮崎城ト移住セシコト多シ殊ニ三位入道義祐・工藤祐経・八家督ヲ承ケシ初ヨリ始終佐土原城ニ居リ都於郡城ニハ嫡男義祐ヲ冠キ義益卒セシ後ハ嫡孫義賢ヲ當ク天正五年丁丑十二月七日家

臣福永丹波守野村刑部少輔謀叛シテ薩軍ヲ野尻ニ納レ国人多ク之ニ応シケレハ同キ九日義祐ハ佐土原城ヲ棄テ義賢ハ都於郡城ヲ棄テ俱ニ豊後ニ走ル是ヲ世ニ都於郡城ヲ以テ本城トナシ此城ヲ以テ支城トナシ

土原ニ封ラレシ後佐土原城ヲ以テ本城トナシ此城ヲ以テ支城トナシ

ケルカ元和偃武一國一城ノ令出ルニ及テ廢壁セリ

これは都於郡城の概略を述べたもので流石に簡にしてその要を得たものである。右の文章にあることく、伊東氏は鎌倉時代から日向の地頭職に補されたが、伊東氏が都於郡に築城したのは南北朝時代に宗家の祐持が足利尊氏のために戦功を致し、その賞として都於郡を加増された日向に入閣してからであった。すなわち「日向記」には卷第二に祐持が建武二年（一三三五）に尊氏より都於郡院を賜わったことを記し、

「去間小山田御先ニ日州ニサシ下シ打続キ祐持モ下向シ玉ヒテ夥シキ粧ナリ即都於郡ノ城ヲ取備堅固ニ守リ園中ノ武略ヲ回シケリ」と書いている。思うに日本における城郭は殆んどこの時代から実現したもので、補正成の千早城にしても、菊池武敏の菊池城にしても自然の山を臨時に城取りしたものに過ぎなかった。日向においても宮方の伊東祐広の猪見城、肝付兼重の月山城などこの時代に出現した城が多い。

この城はまた浮舟城とも呼ばれているが、その創築について都於郡樂院の地神堂の棟札には、

「正中元年、壬辰六月、伊東大和守、藤原祐持、時代浮舟城ヲ築ク

云々」

とあり、また三財の住人伊東四右の家系には、「大房丸、六代ノ孫大和守、藤原祐持、浮舟城ヲ築キ都於那ニ至ル云々」

とあると伝えられている。だからこの城の創築は、伊東祐持の時代であったことはほぼ誤りのものと見られる。伊東祐持は前に記したじとく、足利尊氏から日向の都於郡院を賜わったのが延武二年（一三三五）であり、日向に初めて入国したのが延元二年（一二三七）で、貞和四年（正平三年）（一三四八）に上洛の途中に病を得て京都で死したのであるから、宮樂院地神堂の棲札に「正平元年（一三四六）」の創建説は不当なものとは言ひ難いであろう。しかしその棲札に「正平元年五月」とあるとすればそれは誤りで、正平元年は丙戌であり、正平年間の壬辰の年は七年で祐持の死後となる。

しかしこの城がさらに城らしく改築されたのは祐持の子祐重（後氏祐と改む）の時で「日向記」卷第三には

「夫ヨリ都於那ヲ經營セントテ亦家庭ヲ定ム大形ノ指図様体究ツテ先浮舟ニ可入真足成鎌治番匠ヲ召集テ役ヲ日ニ統チ急キケリ弥精力ヲ励マシ吉日ヲ擇テ御移從ナリ其外先祖ノ如ク馳集チ門前ニ市ヲナス近習外様馬廻以ドノ屋敷湖有シカサモニ広キ山上山下モ更ニナカリケリ」

と書いている。従ってこの時に城の普請がなされ、近習外様馬廻以下の屋敷剤が行なわれて都於郡城の形体はます整備されたものと思われる。祐重は日向記によれば貞和四年十月に日向に歸つて祐広の子守永下野守祐氏が横領していた都於郡城に入ったのはその翌五年と見られるので、城の普請を行なったのは五年か六年の頃と考えられる。

二、城の景観

都於郡城は平地に屹立した自然の山丘を城取りしたもので、高さ約

百米、西側は急坂をなして水田に臨み、その外側に三財川が南から北に流れで外濠の役をなしている。その他東、北、南は水田を距てて丘地に對している。従つて外からこれを望めば正しく浮舟の状を呈してゐる。

城の中心はさうまでもなく本丸で、ここはこの山丘の頂上部に当る。ここはもと天孫瓊々杵尊の御子彦火出見尊の御陵たる高尾山上陵と伝えられる古墳の在ったところであるという。すなわち日高萬葉の著「日向三山陵史地証明志」には、

「此山陵ハ、日向國兒湯郡、荒武村鹿野田村ノ境界、字高尾山上ニ在リ、昔者、都農郡ト称シ、今者都於郡ト皆ス、日本書紀ニ所謂日向高尾山上ノ陵也。信乎當今陵容ヲ存セシシテ、僅カニ其跡蹟ヲ残スノミ、其故何ナリヤ、此レ中世伊東氏日向ヲ領スルトキ、此山陵ヲ毀チ今ニ石原ニノストト寄キ二三箇所ナリ、城ヲ高尾山上ニ築ク故ナリ、名テ浮舟ノ城ト曰フ、是レ山陵ノ旧跡也」

と書いている。現に本丸跡には石棺（箱式）用いたのではないかと思はれるような石が見出される。

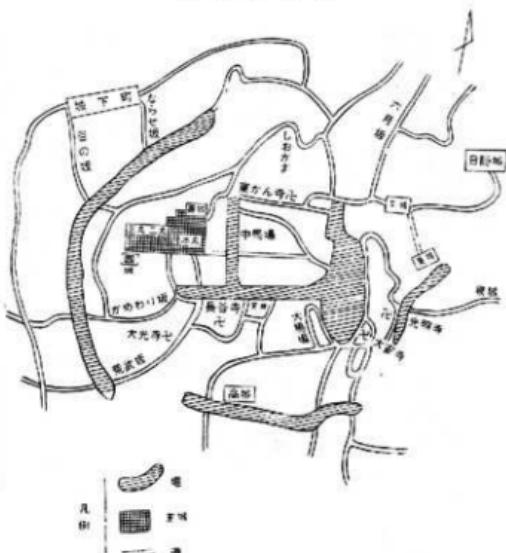
本丸は言うまでもなく城の中心であり、城主の居る所で、戦時には總司令部となつたわけである。また落城の際は城主の切腹の場所ともなつた。

本丸の西方に二の丸、三の丸があり、これらは曲輪ともいって兵備りであり、城としては敵の本丸への侵入を防ぐ防禦設備である。本丸の北方に奥の城という一郭があるが、ここは日向地誌にあるごとく、伊東氏が家族を居らせたところである。しかしやはり城の一郭として防禦施設であることはもちろんである。また本丸の西方に城に接して西ノ城といふ出丸があった。

城の西方には、前に記したように、三財川の流れがあつて自然の要害をなし外濠を形成しているが、東から兩方にかけてはそうしたもの

都於郡城址略圖

(古圖による)



がないので東側には堀を幾重にもめぐらし、南側もまた同様な防禦設備を施していった。さらにも東から南に連なる丘陵を利用して東方に日随城、向城、東城、泉城、南方に高城（或は南城）などの支城を配置していくことは最も注目すべきことである。このうち日隨城について前掲「日向三山篠栗地説明志」に、

北ハ男路岳ヲ初め、米良赤北ノ山々、悉ク眼中ニ入ル、其景言フ可ラス、伊東氏モ亦タ物見合フ、此ニ置ク、因テ物見城ト号スルナリ云々」

三、城の種類とその特徴

都於郡城すなわち浮舟城は、これを城郭として見る場合は、それは言うまでもなく中世式の山城である。中世の山城は特に南北朝期の城に多く、これを近世の城郭と比較すれば多くの相違点が認められる。

行が任命されるのが普通である。さきに挙げた者が幕臣選第に關する日向記の記事に「先書諸ニ可入具足成敵作番匠ヲ召集テ」とあるのを注目すべきである。城の築造においては建築すなわち作事より土工たる普請の方が重要であつたから、先ず普請に入つたわけで、普請は山の斜面を激しくして敵兵の攀じ登面のを妨げるようにして。また所々に曲輪を設けて味方の潜りとし、或いは壕を設け塹を掘るというようなことであった。従つて鎌や鍼などの具足が入要で、またこれを作り、修理する鍛冶も必要であった。さらには作事となると番匠すなわち大工が必要であつたわけである。作事すなわち建築物としては木戸門によつて敵の侵入を防ぎ、居館や物見の櫓、兵の居る長屋などが

あった。

しかし中世の城にあっては近世の城のような石垣や練り堀、天守閣などはなかった。石垣が用いられ始めたのは鉄砲伝来以後のことである。天守閣や練り堀が用いられたのは織田信長の安土城を始めとすると言はれている。従って中世の城にはこのような施設はなかった。

さらに中世ことに南北朝期の山城の特徴は比較的簡単な城郭を一定の地域に多數配置してこの地域を要塞化し、敵をの中に引き入れて包囲せん減せんとする施設にある。楠氏の金剛山に據る千早城や肥後の菊池氏の菊池城などがその遺例とされているが、この都於郡城もまたその典型的な一例である。すなわち本丸を中心とする二の丸、三の丸、奥の城などの主城を中央に置き、その周囲に日隈城や内城、東城、泉城、高城、西城などの諸城を配置し、その中に濠や堀を掘り、この都於郡一帯の山地を要塞化したものであり、正しく中世山城の明らかな姿を示している。

このように、近世の單郭の城と異なり、複郭で、しかも極めて複雑な様相を呈しているが敵もし来て主城を攻むれば、支城の兵起つて敵を後方より包囲攻撃し、敵が一つの支城を攻むれば、他の支城がこれを撃撃するというよう、千変万化の機略を縱横にして如何なる大軍をもここで迎え戦う態勢を整えているのである。このように見て来るとき、初めてこの城の文化的意義を理解することができる。また同時に伊東氏がこの城に掲げた向の大半をその手中に収め得た所以を覚えることができる。

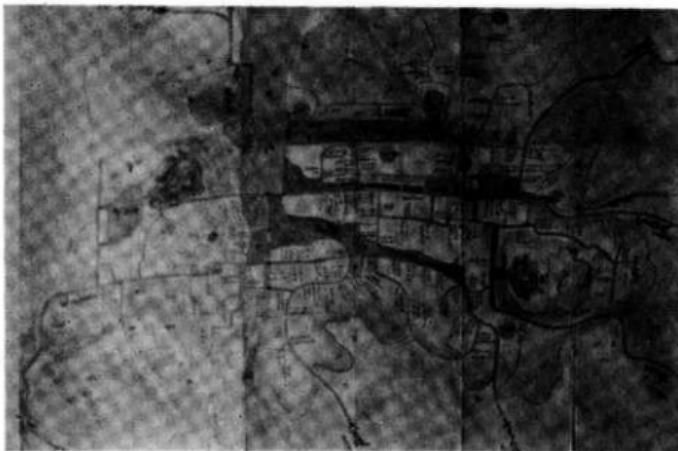
四、指定と保存について

以上に述べたごとく、都於郡城は中世の山城として典型的なもので、このような城は宮崎県には他に存在しないのみならず、これを楠氏の千早城や菊池氏の菊池城に比較しても決して劣るものではない。しかも比較的に良く保存されているのであるから、これを文化財として指

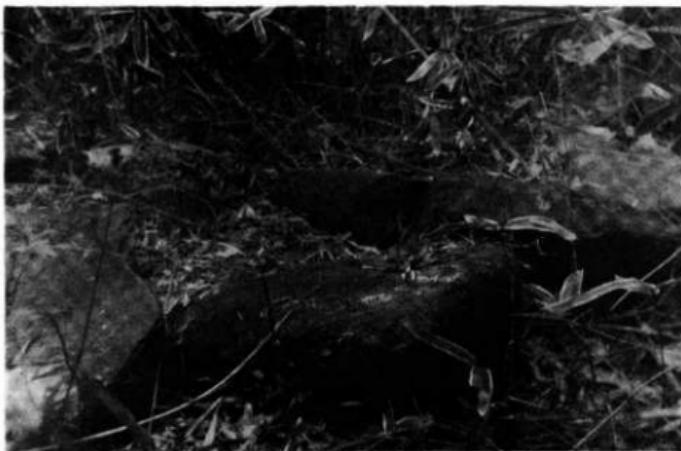
定すべきことは当然であるが、指定に当つては、前に述べたこの城の文化的意義を失わないようにすべきで、そのためには本城はもちろん、その城と支城とは最小限として指定して保存したいものであると思ふ。

世間では往々にして城といえば近世の城と混同し、主城だけを保存すれば事足ると考え勝ちであるが、このような中世の城にあってはそれだけでは保存の価値は少ない。主城だけを取つて言うならば、近世の城郭の巨大な石垣や構築の美観には及ばないが、中世の城には中世の城としての特徴と意義があるのであるから、この城としての特徴を指定保存の眼目とすべきであるということを強調したいのである。

都於郡城址図(日高次吉氏所藏)



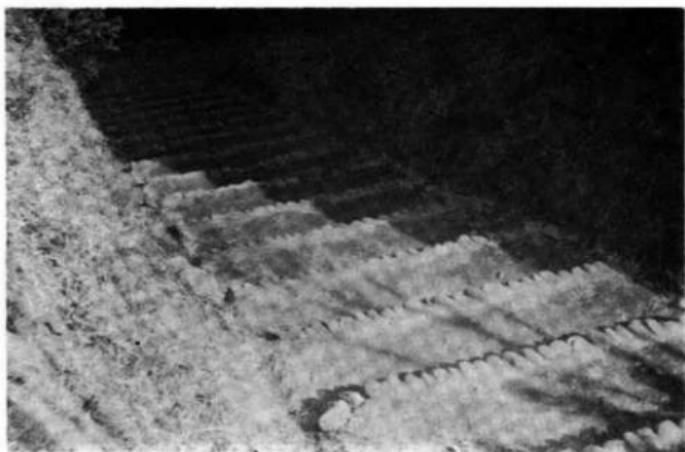
石棺の石らしい巨石



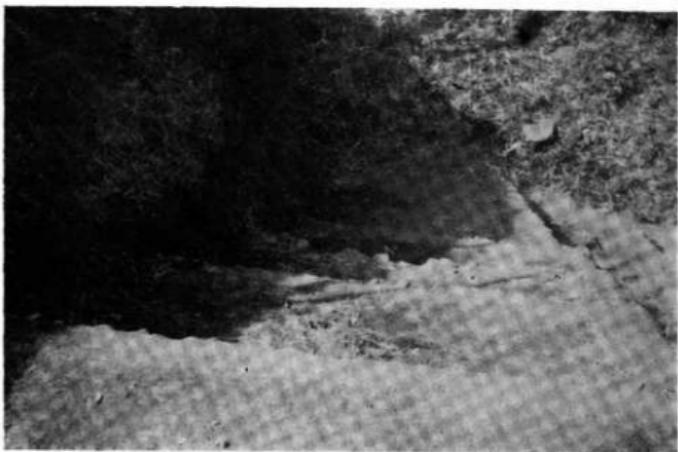
本丸跡



大手口（上より見る）



大手口の樹形附近（上より写す）



宮崎市村角出土の遺物

宮崎市村角出土の遺物

宮崎市村角出土の遺物

石川恒太郎

宮崎市村角（むらすみ）は市の海岸に近い部落で、大淀川の北岸、

山麓部落の西に当り住吉との境に近い所に位置している。

この地方は沖積地帯で、現在の海岸から數えて三つの砂丘上にあり、村の東と西に水田地帯に挟まれ、東は細長く北から南に連なる水田を距てて弥生期の遺跡の多い石碑、山崎の丘地に対している。日向の式内社として知られる江田神社も近く、村角別府の名は「宇佐大鏡」にも見えて平安時代に別府が建てられたことが記されている。從つて村内に古墳も点在しているが、砂丘地帯であるために砂丘の移動によって所在不明となつた古墳も多いらしく、時々土取作業などの際に鏡その他の遺物が発見されることがある。

これら新らしく見出された遺物もその一例で、宮崎市高松通で運送業を営んでいる高松商事の高松君が去る二月二日同所で土取作業中に発見したものである。高松君はもと延岡貨物自動車運送株式会社に運転手として勤務したことがあり、當時同社に属した私の話を聞いたりして考古学に多少の興味と理解をもつていたらしく、それがためにこれらを頼り棄てずしてこれを大切に取り出しトランクに土を盛せその上に置いて私の家まで運び届けて呉れたのであった。從つて専門家のような発掘はできなかつたわけであるが、ほぼ原形のまま採取されている。

遺物は兜一点、鎧一点、鉄剣一点、鉄鎌一点である。もちろん破片となつているものが多いが、特に兜と鎧とは珍らしいものである。以下それらの遺物について詳記しよう。

一、兜

兜（かぶと）は、もちろん鉄製である。肩庇式で殆んど完全である。ただ眉庇の一部が欠損しているだけで、この欠損は掘り取る際に欠損したものである。

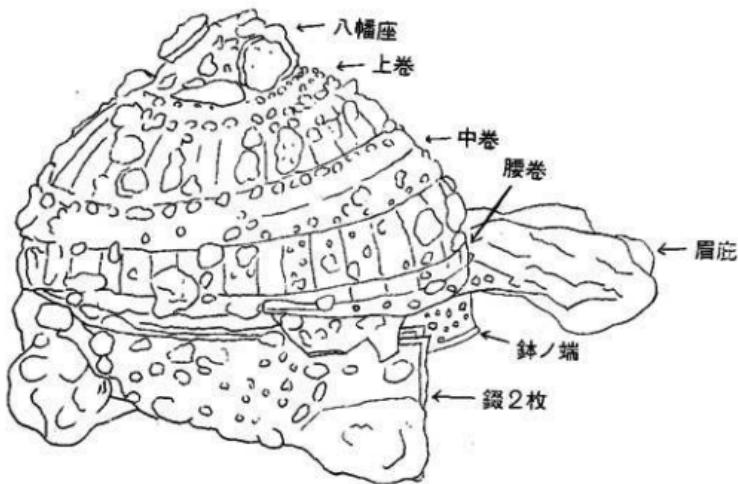
鉢はほとんど円形で、長さ二二厘米、一九厘米と若干前後に長い程度である。高さ一五厘米で頂上に八幡座に当る伏鉢がある。この伏鉢は直径六厘米、高さ三厘米で、その頂上に管状の飾りがあつたらしいが欠損している。從つてこの管状の飾りは單なる管か、或いはその上に受鉢があつたかは知ることができない。

鉢は上、中、下と三段に巻かれ、上巻は巾二、四厘米で八幡座の下を廻り、中巻は巾三厘米、腰巻は巾三厘米で二段になつていて、高飾が真打しいので正確に計り難いが、この上、中、下の巻板の間に上、下二段の地板があるが、これらの地板は三十九枚の薄鐵板から成り、三角形の鐵板小札が斜留されて出来ていて。

肩庇は鉢の下端より二厘米上ったところについており鉢の前半をめぐって長さ二六厘米、巾前面で八厘米あり、三角形の透しがある。籠は二段で巾五、五厘米あり、兜の後半をめぐり、両端は肩庇の附根より五、五厘米前方に出ていて。

この兜を從来出土している兜と比較すればその形が殆んど完全であることにおいて非常に資料としての価値の高いものであり、八幡座がかなり大きいといふことも特徴の一つである。古墳出土の兜には八幡

第 1 図 穴



廉のあるものは少いのであるが、その意味で特徴ある兜ということがである。

一、鎧

鎧（よろい）は極めて特徴のあるものである。胸部は破片となつて正しい計測ができないが、破片の一部を復原し、その他のものを点検するに、短甲であるらしい。背に当る部分の現存の長さ二八釐で、周縁には革で縫繕が施こされている。下部や両脇、前面を欠いているが、前面と見られる破片から見て、前は襟を合せるようになつていたらしい。そして鎧はみな小札を革で縫つたものである。

これだけなら普通の鎧であるが、このほかに両肩から腕を被う鎧形の肩掛ともいうべきものが二個存在している。これは巾三釐の薄い長い鉄板を半円形に曲げたもの十二枚を外径二八釐、内径一五釐に兜の鎧状に革綴したもので、伸ばせば肩から腕を覆い、伸縮自在である。造物も一方は伸びたまま、他方は縮んだまま飾着している。しかし、これによつて一層このものの用途を明らかに知ることができる。しかもこのものはむしろ桂甲に属するものということができるであろう。

桂甲の例として有名な大阪府長持山古墳出土の桂甲は肩に掛けるものがあるが、これは小札を縫つて後世の神のようにしている。しかるにこの造物は兜の鎧を応用したようなもので、最も内側の板は巾八、五釐で内径が最も狭く且つその先端は外に曲つて腕への接触を良くしている。これは鎧として極めて珍らしいもので、後世の袖の発展過程を知るためにも貴重な資料である。

従つてこの肩と胸とを一緒にして、この鎧を呼ぶ場合に短甲とすべきか桂甲とすべきかに迷わざるを得ない。思うにこれはその中間に位置している。従つて強いて呼べば桂短甲または袖付短甲といつべきであらう。

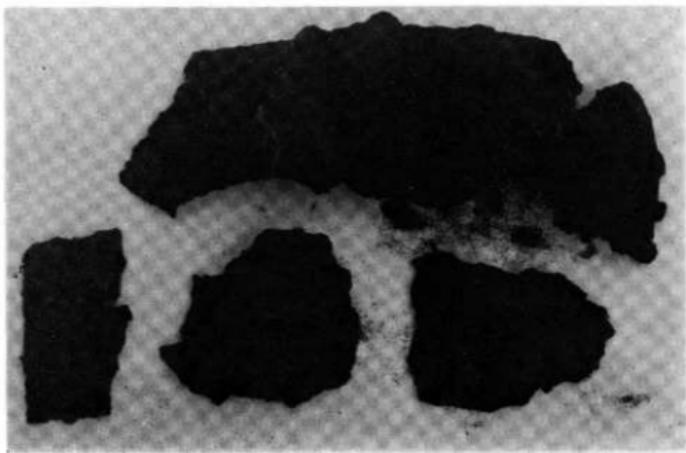
眉底式兜



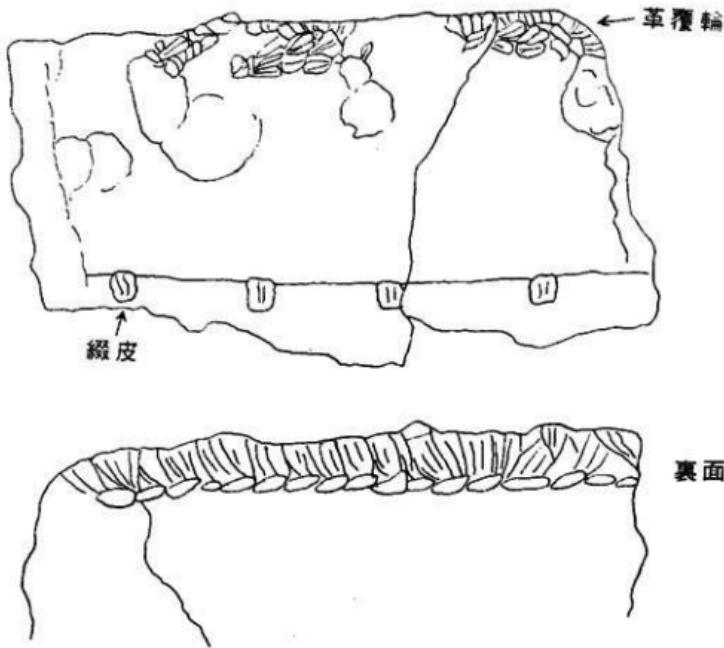
剣と鎌とヨロイの袖



ヨロイの破片



第2図 ヨロイの破片



裏面

剣も鉄製である。欠損があるが、現存の全長六七
種、このうち柄部の長さ一〇種、身部五七種であ
る。柄部は巾二種、厚さ〇、六種である。身巾は三、
七種で両刃である。柄部には若干の木質が残ってい
るが、普通の剣である。

鐵も鉄製で長さ一五、五種、鉢形をなし、身巾の
最広部四種で、鍼としては大形に属する。従つてよ
ほどの強弓ではないとこれを射ることは困難であった
ろうと思はれる。

四、結 言

遺物は以上に述べた四種のものであるが、これら
のものから考えて、これは古墳内にあったものと思
はれる。

古墳の形態もすでに失われていたらしいが棺も何
であったかを知ることができない。発見者が棺のこ
とを語らぬことから考えて、素人にもわかる石棺
内にあつたものとは思はれない。従つて素人にはわ
かり難い粘土棺か木棺があつたのではないかと
思う。

日向においては甲冑を出す古墳は粘土棺である場
合が多い。もともと地下式古墳からもしばしば見出
されるが、村角地方は砂丘地帯であるから地下式古
墳を作るには適しない。従つて粘土墳があつたもの
と思はれるが、盛土墳で甲冑を出したものは延岡市
淨土寺山（鳥居博士発掘）東諸県郡富町大野原原

三、剣と鎌

(筆者発掘) 宮崎市下北方町(富永新久氏発見)などみな粘土棺であった。

しかも粘土棺や甲冑を藏する古墳は比較的に古い古墳に多く、全国的にも中期古墳に多く見られるところから考えても、これらの遺物は古墳時代中期(約下五百年前頃)のものと見るべきであろうと思う。

それにもしても現在宮崎市においては、鉄筋コンクリート建築が盛んに行われるに至ったが、そのコンクリート用の砂は専ら村角から江田原に至る宮崎市の砂丘地帯に求められている。しかるにこの砂丘地帯は弥生式土器や古墳の多い地帯であるから、知らない間にこのようにして包含層や古墳が取り崩され終るわけである。従つて宮崎市と密接な連絡をとり、この地帯の遺跡保存に何らかの方針を講ずべき必要を痛感する決策である。

宮崎県文化財調査報告書(第六集)

昭和三十六年三月三十一日発行

編集及び 宮崎県教育委員会

発行人 教育長 野 口 選 三 郎

宮崎市川原町五五

印 刷 所 文社印刷株式会社

電七一七八番七一七九番

